

令和7年度(2025年度)ボランティア活動・CSO活動支援に関する情報発信業務委託仕様書

1 目的

この仕様書は、佐賀県(以下「甲」という。)が委託業者(以下「乙」という。)に委託する、ボランティア活動・CSO活動支援に関する情報発信業務を実施するために必要な事項を定める。

2 業務委託内容

(1)業務の目的

ボランティア活動・CSO活動支援に関する情報収集・発信を行うことにより、県民のボランティア等によるCSO(市民社会組織)活動への参加を促進するとともに、佐賀県内のCSO(市民社会組織)活動やボランティア活動を応援するポータルサイト「さがCSOポータル」の掲載内容を充実し、CSOのお役立ち情報をウェブサイト等にて情報発信することにより、CSO活動を支援する。

(2)業務内容

①さがCSOポータルの管理運営

- ・「イベント・講座情報」、「短期・長期ボランティア情報」、「助成金情報」、「募集しています」、「支援します」の情報収集及び掲載。(把握した情報を随時掲載すること。)
- ・さがCSOポータルの登録団体に対して、さがCSOポータルへの情報掲載のフォロー。
- ・さがCSOポータルの登録団体が掲載した情報の確認・修正後の承認作業。
- ・さがCSOポータルに関する問い合わせ対応。
- ・さがCSOポータルリニューアルの周知及びさがCSOポータルへの新規登録団体獲得。

②さがCSOポータルの利用促進のための広報の実施

- ・さがCSOポータルの利用促進及び登録団体の獲得のためのSNS等を活用した効果的な広報の実施。

3 進捗状況報告

(1)上半期(4月～9月)の実績について県に10月末までに報告すること。

- ① 「さがCSOポータル」での情報掲載内容・実績
- ② 広報実績
- ③ その他委託業務に関し、県が指示するもの

(2)必要に応じて随時打ち合わせの機会をもつこと。

4 事業の実施期間

契約締結の日から令和8年(2026年)3月31日までとする。

5 成果物及び納品期間・場所

事業終了後、成果物として10日以内に業務内容の実施結果を記載した事業報告書及び収支決算書を含む完了報告書を佐賀県県民環境部県民協働課へ提出すること。

6 委託費の返還

甲は、乙が事業の実施にあたり、契約書及び仕様書で定める事項に反した場合には、委託契約額の一部又は全部を返還させる権利を有する。

7 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、甲と十分に協議のうえ、実施するものとする。
- (2) 本業務により知り得た秘密を第三者にもらしてはならない。
- (3) 本業務の実施に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む)についてはその損害が甲の責に帰する理由による場合を除き、自己の責任において処理しなければならない。
- (4) 本業務の実施に際して、事故が発生した場合には直ちにその旨を甲に報告すること。
- (5) 本業務について甲から報告を求めるときは、速やかに対応すること。